

申請区分		運送の対価の変更
運送主体	法人名	N P O 法人健康友の会なのはな
	代表者名	秋元 稔
	設立年月日	平成12年1月24日
	移送開始年月日	平成16年6月28日
	事業所名	健康友の会なのはな幕張事業所
	事業所所在地	千葉県花見川区幕張町 5 - 3 9 1 - 3
	運送を必要とする理由	主に支援している地域の高齢者や障害がある方から、生活必需品の買い物や通院支援の切実な要望が寄せられている。移動が困難な肩への福祉有償運送を行うことで、社会参加のための外出支援を行い、地域の助け合い事業に貢献していきたい。
運送の対象		身体障害者 6名 精神障害者 0名 知的障害者 1名 要介護認定者 42名 要支援認定者 43名 基本チェックリスト該当者 17名 その他の障害を有する者 0名 合計 109名（うち重複者2名含）
形態等の	移送区域	千葉市（習志野市一部）
	移送目的	外出支援、帰宅支援、通院
使用車両 <>内は持ち込み車両数 ※乗車定員11人未満		車いす車 3台 普通車 2台<1台>
持込車両の使用権原	①自己以外の提供する車両を使用する場合、使用に係る契約が締結され、書面が作成されていること	作成されている。
	②当該契約において、管理運営等について、運送主体が責任を負うことが明確化されていること	明確化されている。
車両表示表	自動車登録簿が作成されていること	作成されている。

運 転 者	免許種別、講習	一種免許 8名 うち、福祉有償運送運転者講習修了 8名 二種免許 1名 【セダン型使用の場合（内数）】 セダン等運転者講習修了 8名 介護福祉士・訪問介護員等 1名
	免許取得3年以上とする	全員3年以上である。
	過去3年間免許停止処分を受けていないこと	全員受けていない。
	70歳以上の場合、自動車事故対策機構の運転者適性診断を2年に1回以上受診すること	該当者は全員受診している。
	過去3年以内に軽傷者以上の交通事故を引き起こした者の場合、自動車事故対策機構の運転者適性診断を受診すること	該当者なし
償 損 措 害 置 賠	全車両で対人無制限・対物500万円以上の保険に加入していること	全車両加入している。
利 用 料 金	千葉市内のタクシー運賃の概ね8割の範囲内とする	乗車料金 乗車距離2km以内500円 2km以降1km増毎に100円加算 4km以降1km増毎に300円加算 迎車料金 迎車距離5km以内200円 5km以降500円 待機料金（15分超毎200円） 車いす使用料500円
	複数乗車	複数乗車は行っていない。
管 理 運 営 体 制	①運行管理に係る責任者及びその代行者（副責任者）が選任されていること	選任されている。
	②運行管理マニュアル等に、運行に際し、疾病・飲酒等の有無に関する確認方法が明記されていること	明記されている。
	③運行マニュアル等に、整備管理、事故・苦情処理の体制等について明記されていること	明記されている。
順 法 守 令	登録を受けようとする者が道路運送法第79条の4第1項から4項の欠格事由に該当しないこと	該当しない。
令和7年度 輸送実績	走行距離	45,112Km
	運送回数	5,641回
	運送収入	5,251千円
	事故件数	0件

申請区分		更新登録
運送主体	法人名	特定非営利活動法人 風
	代表者名	築瀬 順子
	設立年月日	平成14年3月25日
	移送開始年月日	平成14年3月25日
	事業所名	特定非営利活動法人 風
	事業所所在地	四街道市和良比 7 4 0 番地 1
	運送を必要とする理由	障害児者の移動地域は広範囲にのぼり（特別支援学校区域が広範囲であったり、利用できる公共施設が地域に少ない為）バス、電車等の公共交通が利用できない場合が多い。その上、主に支援している知的障害や行動障害がある方の多くが、強いこだわりや大声を出すなどの突発行為、同乗者への危険行為、てんかん発作等を有しているため、運転者や同乗する支援者が其々の障害特性をよく理解し、又利用者との強い信頼関係をもつことで、安心して外出が出来るといえる。そのような公共交通機関の利用が困難な方たちに福祉有償運送を実施し、地域生活を潤滑にしたり、社会参加を促していきたい。
運送の対象		知的障害者 21名 身体障害者 5名（知的と重複） 計 21名
形態等の	移送区域	千葉市を発着地のいずれかとする、千葉市内及び四街道市内
	移送目的	外出支援、帰宅支援、通院
使用車両 <>内は持ち込み車両数 ※乗車定員 11 人未満		福祉車両(普通車・スロープ付)2台 福祉車両(軽自動車・スロープ付)1台 普通車 2台 (1台) 軽自動車 3台 (1台)
使用車両の 持込車両の 権原	①自己以外の提供する車両を使用する場合、使用に係る契約が締結され、書面が作成されていること	作成されている。
	②当該契約において、管理運営等について、運送主体が責任を負うことが明確化されていること	明確化されている。
車両 示表	自動車登録簿が作成されていること	作成されている。

運 転 者	免許種別、講習	一種免許 9名 うち、福祉有償運送運転者講習修了 9名 【セダン型使用の場合（内数）】 セダン等運転者講習修了 9名 介護福祉士・訪問介護員等 9名
	免許取得3年以上とする	全員3年以上である。
	過去3年間免許停止処分を受けていないこと	全員受けていない。
	70歳以上の場合、自動車事故対策機構の運転者適性診断を2年に1回以上受診すること	該当者あり。
	過去3年以内に軽傷者以上の交通事故を引き起こした者の場合、自動車事故対策機構の運転者適性診断を受診すること	該当者なし。
償 損 措 害 置 賠	全車両で対人無制限・対物500万円以上の保険に加入していること	全車両加入している。
利 用 料 金	千葉市内のタクシー運賃の概ね8割の範囲内とする	・3～5km 500円 ・5.1～10km 800円・ ・10.1～15km 1200円 ・15.1～20km 1600円 ・20.1～25km 2000円 ・25.1～30km 2400円 ・30.1km以上 1kmあたり100円で計算 (端数は50円単位四捨五入) ※3キロ未満は無償
	複数乗車	複数乗車は行っていない。
管 理 運 営 体 制	①運行管理に係る責任者及びその代行者（副責任者）が選任されていること	選任されている。
	②運行管理マニュアル等に、運行に際し、疾病・飲酒等の有無に関する確認方法が明記されていること	明記されている。
	③運行マニュアル等に、整備管理、事故・苦情処理の体制等について明記されていること	明記されている。
順 法 守 令	登録を受けようとする者が道路運送法第79条の4第1項から4項の欠格事由に該当しないこと	該当しない。
令和7年度 輸送実績	走行距離	2,739.2km
	運送回数	133回
	運送収入	234,900円
	事故件数	0件

申請区分		更新登録
運送主体	法人名	社会福祉法人 九曜会
	代表者名	理事長 佐藤 真紀子
	設立年月日	平成2年2月7日
	移送開始年月日	平成18年9月27日
	事業所名	たかね園
	事業所所在地	千葉市若葉区高根町710
	運送を必要とする理由	保護者の方が働いていて、園までの送迎が難しいため。また保護者の方も年をとってきていて、車の運転が難しくなっているため。知的障害者の方は体の障害ではないので、日頃からのコミュニケーションをとり、お互いを理解していかなければ難しいところがある。また保護者の方からも、施設職員に送迎をしてもらおうと安心なのということで、要望も非常に大きいため。
運送の対象		知的障害者 65名 身体障害者 9名（知的障害と重複）
形態送等の	移送区域	千葉市及び市原市を発着地とする
	移送目的	外出支援、帰宅支援、通院
使用車両 <>内は持ち込み車両数 ※乗車定員11人未満		車いす車 1台 普通車 3台
持込車両の 使用権原	①自己以外の提供する車両を使用する場合、使用に係る契約が締結され、書面が作成されていること	なし
	②当該契約において、管理運営等について、運送主体が責任を負うことが明確化されていること	明確化されている。
車両表	自動車登録簿が作成されていること	作成されている。

運 転 者	免許種別、講習	一種免許 4名 うち、福祉有償運送運転者講習修了 4名 セダン等運転者講習修了 4名
	免許取得3年以上とする	全員3年以上である。
	過去3年間免許停止処分を受けていないこと	全員受けていない。
	70歳以上の場合、自動車事故対策機構の運転者適性診断を2年に1回以上受診すること	70歳以上の者はいない。
	過去3年以内に軽傷者以上の交通事故を引き起こした者の場合、自動車事故対策機構の運転者適性診断を受診すること	該当者はいない。
償 損 害 置 賠	全車両で対人無制限・対物500万円以上の保険に加入していること	全車両加入している。
利 用 料 金	千葉市内のタクシー運賃の概ね8割の範囲内とする	1キロ 60円 以降、1キロごと60円
	複数乗車	複数乗車は行っていない。
管 理 運 営 体 制	①運行管理に係る責任者及びその代行者（副責任者）が選任されていること	選任されている。
	②運行管理マニュアル等に、運行に際し、疾病・飲酒等の有無に関する確認方法が明記されていること	明記されている。
	③運行マニュアル等に、整備管理、事故・苦情処理の体制等について明記されていること	明記されている。
順 法 守 令	登録を受けようとする者が道路運送法第79条の4第1項から4項の欠格事由に該当しないこと	該当しない。
令 輸 送 実 績 7 年 度	走行距離	565 k m
	運送回数	52回
	運送収入	33,000円
	事故件数	0 件

申請区分		更新登録
運送主体	法人名	社会福祉法人 九曜会
	代表者名	理事長 佐藤 真紀子
	設立年月日	平成2年2月7日
	移送開始年月日	平成18年9月27日
	事業所名	こころふる浜野
	事業所所在地	千葉市中央区浜野町1297-1
	運送を必要とする理由	保護者の方が働いていて、園までの送迎が難しいため。また保護者の方も年をとってきていて、車の運転が難しくなってきたため。知的障害者の方は体の障害ではないので、日頃からのコミュニケーションをとり、お互いを理解していかなければ難しいところがある。また保護者の方からも、施設職員に送迎をしてもらおうと安心なのでということで、要望も非常に大きいため。
運送の対象		知的障害者 28名 身体障害者 6名（知的障害と重複）
形態送等の	移送区域	千葉市及び市原市を発着地とする
	移送目的	外出支援、帰宅支援、通院
使用車両 ＜＞内は持ち込み車両数 ※乗車定員 11人未満		普通車 1台
持込車両の 使用権原	①自己以外の提供する車両を使用する場合、使用に係る契約が締結され、書面が作成されていること	なし
	②当該契約において、管理運営等について、運送主体が責任を負うことが明確化されていること	明確化されている。
車両 示表	自動車登録簿が作成されていること	作成されている。

運 転 者	免許種別、講習	一種免許 2名 うち、福祉有償運送運転者講習修了 2名 セダン等運転者講習修了 2名
	免許取得3年以上とする	全員3年以上である。
	過去3年間免許停止処分を受けていないこと	全員受けていない。
	70歳以上の場合、自動車事故対策機構の運転者適性診断を2年に1回以上受診すること	70歳以上の者はいない。
	過去3年以内に軽傷者以上の交通事故を引き起こした者の場合、自動車事故対策機構の運転者適性診断を受診すること	該当者はいない。
償 損 害 置 賠	全車両で対人無制限・対物500万円以上の保険に加入していること	全車両加入している。
利 用 料 金	千葉市内のタクシー運賃の概ね8割の範囲内とする	1キロ 60円 以降、1キロごと60円
	複数乗車	複数乗車は行っていない。
管 理 運 営 体 制	①運行管理に係る責任者及びその代行者（副責任者）が選任されていること	選任されている。
	②運行管理マニュアル等に、運行に際し、疾病・飲酒等の有無に関する確認方法が明記されていること	明記されている。
	③運行マニュアル等に、整備管理、事故・苦情処理の体制等について明記されていること	明記されている。
順 法 守 令	登録を受けようとする者が道路運送法第79条の4第1項から4項の欠格事由に該当しないこと	該当しない。
輸 送 実 績 令 和 7 年 度	走行距離	0 km
	運送回数	0 回
	運送収入	0 円
	事故件数	0 件

申請区分		更新登録
運送主体	法人名	社会福祉法人 晴山会
	代表者名	平山 暁
	設立年月日	昭和51年6月16日
	移送開始年月日	平成18年4月1日
	事業所名	鎌取晴山苑
	事業所所在地	千葉県緑区鎌取町2810-23
	運送を必要とする理由	当法人は、地域福祉の向上のため、微力ながら各種サービスの提供をしているが、さらに、より質の高いサービスのため、福祉有償運送を実施したい。
運送の対象		身体障害 113 精神障害 2 知的障害 18 内部障害 2
形態等の	移送区域	千葉県及び千葉市を発着とする地域
	移送目的	外出支援・通院
使用車両 <>内は持ち込み車両数 ※乗車定員 11人未満		福祉車両（普通車リフト付き） 5台
使用車両の持込権原	①自己以外の提供する車両を使用する場合、使用に係る契約が締結され、書面が作成されていること	該当なし
	②当該契約において、管理運営等について、運送主体が責任を負うことが明確化されていること	該当なし
車両表示	自動車登録簿が作成されていること	作成されている

運 転 者	免許種別、講習	一種免許 6名 うち、福祉有償運送運転者講習及び福祉有償運送セダン等運転者講習 講習済み 6名
	免許取得3年以上とする	全員3年以上である。
	過去3年間免許停止処分を受けていないこと	全員受けていない。
	70歳以上の場合、自動車事故対策機構の運転者適性診断を2年に1回以上受診すること	該当者なし
	過去3年以内に軽傷者以上の交通事故を引き起こした者の場合、自動車事故対策機構の運転者適性診断を受診すること	該当者なし
償 損 措 害 置 賠	全車両で対人無制限・対物500万円以上の保険に加入していること	加入している。
利 用 料 金	千葉市内のタクシー運賃の概ね8割の範囲内とする	迎車料金 350円 ※5キロ以下の場合は算出しない 運賃 1キロ毎に130円
	複数乗車	複数乗車は場合により（目的地が一緒の外出等）実施している
管 理 運 営 体 制	①運行管理に係る責任者及びその代行者（副責任者）が選任されていること	選任されている。
	②運行管理マニュアル等に、運行に際し、疾病・飲酒等の有無に関する確認方法が明記されていること	明記されている。
	③運行マニュアル等に、整備管理、事故・苦情処理の体制等について明記されていること	明記されている。
順 法 守 令	登録を受けようとする者が道路運送法第79条の4第1項から4項の欠格事由に該当しないこと	該当しない。
令和7年度 輸送実績	走行距離	254 k m
	運送回数	30回
	運送収入	48,000円
	事故件数	0件

申請区分		更新登録
運送主体	法人名	社会福祉法人 宝寿会
	代表者名	理事長 伊藤文彦
	設立年月日	平成11年4月1日
	移送開始年月日	平成18年9月27日
	事業所名	若葉泉の里
	事業所所在地	千葉県若葉区野呂町1791-3
	運送を必要とする理由	施設利用者は重度の身体障害があり、失語症など言葉の障害がある方も多くおります。また環境の変化による情緒不安を起こしやすい方もおります。障害者個々の精神的な特性、身体的な特性を熟知していないと、利用者・乗務員とも運航中の不測の事態に慌てることとなります。よって、利用者との関わりのなかで専門性を有した職員が運行することで、利用される方々へ安心感が増すと考えられます。また、施設内や外出先における緊急事態（容態の変化）の際に、利用者の個性を理解していることで適切な判断（医師への伝達など）ができます。そのような専スタッフが専属運行することで、利用者の社会参加意欲も高まり、外出する機会も増えてきます。また、外出機会の増大から民間タクシーの利用移行にもつながればと考えております。
運送の対象		身体障害者 55名 知的障害者 6名 (うち2名は身体障害者と重複)
形態送等の	移送区域	千葉県及び千葉市を発着地とする地域
	移送目的	外出支援、帰宅支援、通院
使用車両 <>内は持ち込み車両数 ※乗車定員 11人未満		兼用車 4 台 車いす車（軽） 2 台
使用車両の 持込車両の 権原	①自己以外の提供する車両を使用する場合、使用に係る契約が締結され、書面が作成されていること	該当なし
	②当該契約において、管理運営等について、運送主体が責任を負うことが明確化されていること	該当なし
車両表	自動車登録簿が作成されていること	作成されている

運 転 者	免許種別、講習	一種免許 9名 うち、福祉有償運送運転者講習修了 9名
	免許取得3年以上とする	該当者なし。
	過去3年間免許停止処分を受けていないこと	該当者なし。
	70歳以上の場合、自動車事故対策機構の運転者適性診断を2年に1回以上受診すること	全車両加入している。
	過去3年以内に軽傷者以上の交通事故を引き起こした者の場合、自動車事故対策機構の運転者適性診断を受診すること	該当者なし
償 損 措 害 置 賠	全車両で対人無制限・対物500万円以上の保険に加入していること	全車両加入している。
利 用 料 金	千葉県内のタクシー運賃の概ね8割の範囲内とする	1kmにつき200円 20km以上については 1km100円で計算
	複数乗車	複数乗車は行っていない。
管 理 運 営 体 制	①運行管理に係る責任者及びその代行者（副責任者）が選任されていること	選任されている。
	②運行管理マニュアル等に、運行に際し、疾病・飲酒等の有無に関する確認方法が明記されていること	明記されている。
	③運行マニュアル等に、整備管理、事故・苦情処理の体制等について明記されていること	明記されている。
順 法 守 令	登録を受けようとする者が道路運送法第79条の4第1項から4項の欠格事由に該当しないこと	該当しない。
令 和 7 年 度 輸 送 実 績	走行距離	1,785 k m
	運送回数	112回
	運送収入	338,000円
	事故件数	0件

申請区分		新規登録
運送主体	法人名	特定非営利活動法人 あーすネットわかば
	代表者名	吉井 薫
	設立年月日	令和8年5月7日
	移送開始年月日	令和9年1月1日(予定)
	事業所名	あーすネットわかば
	事業所所在地	千葉県若葉区若松町714番地2
	運送を必要とする理由	在宅の高齢者や障がい者が、満足できる日常生活を送るためには、「移動」や「家事」といった日常生活のサポートが不可欠である。高齢者比率の高い若葉区を中心として、福祉有償運送を行うことで、高齢者および障がい者が広く利用できる外出手段やコミュニティを増やし、生活の場や人とのかかわりを広げたい。それは、在宅の高齢者や障がい者の方々の生活力を効果的・効率的に高めていくことができると考える。
運送の対象		身体障がい者 3名 精神障がい者 5名 (うち、1名は身体障がい者と重複) 要介護認定者 5名
形態送等の	移送区域	・若葉区中心に千葉県全域 ・四街道市
	移送目的	お買い物等の外出支援・通院支援
使用車両 ＜＞内は持ち込み車両数 ※乗車定員 1 1 人未満		車いす車 1 台＜ 1 台＞ 普通車 2 台＜ 2 台＞ 軽自動車 1 台＜ 1 台＞
持込車両の 使用権原	①自己以外の提供する車両を使用する場合、使用に係る契約が締結され、書面が作成されていること	作成されている。
	②当該契約において、管理運営等について、運送主体が責任を負うことが明確化されていること	明確化されている。
車両表	自動車登録簿が作成されていること	作成されている。

運 転 者	免許種別、講習	二種免許 0名 一種免許 5名 うち、福祉有償運送運転者講習修了 2名 *8月12日 受講予定3名 【セダン型使用の場合（内数）】 セダン等運転者講習修了 2名 社会福祉士・精神保健福祉士等 1名 *8月12日 受講予定3名
	免許取得3年以上とする	全員3年以上である。
	過去3年間免許停止処分を受けていないこと	全員受けていない。
	70歳以上の場合、自動車事故対策機構の運転者適性診断を2年に1回以上受診すること	該当者は全員受診している。
	過去3年以内に軽傷者以上の交通事故を引き起こした者の場合、自動車事故対策機構の運転者適性診断を受診すること	該当者は全員受診している。
償 損 害 措 置 賠	全車両で対人無制限・対物500万円以上の保険に加入していること	全車両加入している。
利 用 料 金	千葉市内のタクシー運賃の概ね8割の範囲内とする	1キロまで400円 以降、1キロごと250円
	複数乗車	複数乗車は行っていない。
管 理 運 営 体 制	①運行管理に係る責任者及びその代行者（副責任者）が選任されていること	選任されている。
	②運行管理マニュアル等に、運行に際し、疾病・飲酒等の有無に関する確認方法が明記されていること	明記されている。
	③運行マニュアル等に、整備管理、事故・苦情処理の体制等について明記されていること	明記されている。
順 法 守 令	登録を受けようとする者が道路運送法第79条の4第1項から4項の欠格事由に該当しないこと	該当しない。
令 和 7 年 度 輸 送 実 績	走行距離	0km
	運送回数	0回
	運送収入	0円
	事故件数	0件